

平成26年1月1日 「足湯」オープン



12/27 開設式

12月定例会のあらまし

12月定例会は、3日に招集され、19日までの17日間の会期で開かれました。
条例改正2件、補正予算2件の4議案が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。
また最終日には、補正予算1件、意見書4件が追加提出され、いずれも原案のとおり可決・採択しました。
一般質問は、会期15日目（12月17日）に7人が当面する村政の問題をただしました。

条例改正

金融所得の個人村民税が一体化

個人投資家が、税負担

に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、課税方法を変更しました。

平成29年1月1日から施行
また年金所得者が他市町村に転出した場合、個人住民税の特別徴収が継

続できる、特別徴収における仮徴収税額の算定方法を見直すよう、変更しました。

平成28年10月1日から施行

質疑

問 村民にとって増税になるのか。

答 年金特徴の関係と金融所得課税の一体化に伴う、個人村民税の課税方法の改正であり、増税になる改正ではありません。

(全員賛成で可決)

国保税の課税の特例に 利子等の分離課税が追加

上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税方法を変更しました。

平成29年1月1日から施行

(全員賛成で可決)